

(6) (1) から (5) に掲げるもののほか、以下の厚生労働省令で定める事項

① 労使協定（労働協約による場合を除く。）の有効期間の定め

② 次に掲げる事項に関する労働者ごとの記録を①の有効期間中及び当該有効期間の満了後3年間保存すること

(イ) 対象業務に従事する労働者の労働時間の状況並びに当該労働者の健康及び福祉を確保するための措置として講じた措置

(ロ) 対象業務に従事する労働者からの苦情の処理に関する措置として講じた措置

3. 医師の業務、社会保険労務士の業務は、対象業務として認められていない。

4. 労使協定では、対象業務について、その業務の遂行に必要とされる時間を定めるが、その場合、1日当たりの時間数を定めなければならない(1箇月当たりの時間数を定めることはできない。)(昭和63.3.14基発150号)。

5. 専門業務型裁量労働制が適用される場合であっても、休憩、深夜業及び休日に関する規定の適用は排除されない(昭和63.3.14基発150号)。